



薬 第 1784 号
令和 2 年 8 月 26 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和2年8月26日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる5物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) [1—（シクロヘキシルメチル）—1H—インドール—3—イル]（4—メトキシナフタレン—1—イル）メタノン及びその塩類

【通称名】CHM—081

(2) 2—（2, 5—ジメトキシ—4—メチルフェニル）—2—メトキシエタンアミン及びその塩類

【通称名】 BOD、 β -METHOXY-2C-D

(3) N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-
2-メチルプロパンアミド及びその塩類

【通称名】 Isobutyrylfentanyl

(4) N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}-
N-フェニルプロパンアミド及びその塩類

【通称名】 Furanylethylfentanyl、FUEF

(5) 4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン
及びその塩類

【通称名】 α -PiHP、 α -PHiP

(6) (1) から (5) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和2年8月27日

健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701